資料提供

令和８年（2026 年）７月 31 日
障害福祉課長　根本（担当：笹沼）
TEL：029-301-3363（内線 3390）

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）」に基づき監査を行ったところ、法令違反が認められたため、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

１　対象となる事業者

・法人の名称　　株式会社コシダ（代表取締役　越田　隆）
・事業所の名称　　放課後等デイサービス　みどりの里（所在地：神栖市大野原　令和４年 11 月１日指定）
・サービスの種類　放課後等デイサービス
・利用定員数　　計２０名（主たる事業所１０名、従たる事業所１０名）

２　行政処分の内容

・事業所の指定取消し（処分日及び指定取消年月日（処分効力発生日）：令和８年７月 31 日）

３　行政処分の理由

（１）不正の手段による指定（法第 21 条の５の 24 第１項第９号該当）

令和４年９月 20 日付けの事業所指定申請に際し、雇用実態のない者Ａを上記事業所の児童発達支援管理責任者（以下「児発管」と表記）とする虚偽の内容を記載した申請書及びＡの名義を冒用した雇用契約書を県に提出のうえ、不正に障害児通所支援事業所の指定を受けた。

（２）人員基準違反（法第 21 条の５の 24 第１項第４号該当）及び運営基準違反（同条項第５号該当）

事業所指定時（令和４年 11 月１日）から県が立入検査を実施した令和７年３月４日までの間（以下「対象期間」と表記）、事業所に必要な常勤の児発管を配置しておらず、また、児発管が作成すべき放課後等デイサービス計画を児発管ではない者に作成させていた。

（３）２市に対する障害児通所給付費の不正請求（法第 21 条の５の 24 第１項第６号該当）

令和４年 11 月から令和７年１月までの期間において、児発管を配置していなかったにもかかわらず、常勤で配置しているものとして児発管欠如減算を適用せず、また、対象期間において適正な放課後等デイサービス計画がなかったにもかかわらず同計画未作成減算を適用せずに、神栖市及び鹿嶋市に対し計 14,627,480 円の障害児通所給付費を不正に請求し、受領した。

また、対象期間において適正な放課後等デイサービス計画がなかったにもかかわらず、神栖市及び鹿嶋市に対し計 812,320 円の延長支援加算を不正に請求し、受領した。

（４）不正又は著しく不当な行為（法第 21 条の５の 24 第１項第 11 号該当）

令和６年４月１日付けで行った従たる事業所の追加に係る届出に際し、雇用実態のないＡを児発管とする虚偽の記載をした書類を県に提出した。

また、令和６年８月 20 日、同月 30 日に実施する法第 57 条の３の３第４項に基づく運営指導に向けて提出を求められた「運営指導事前提出資料」について、雇用実態のないＡを常勤で雇用していたとする虚偽の内容を記載した資料を県に提出した。

（５）法第 21 条の５の 22 に基づく質問に対する虚偽の答弁について（法第 21 条の５の 24 第１項第８号該当）

令和７年３月４日にされた法第 21 条の５の 22 に基づく質問に対して、雇用実態のないＡが上記事業所に月に２、３回程度は勤務していたとする虚偽の答弁を行った。

４　指定取消しに伴う利用者の処遇について

継続利用希望児童は、令和８年４月までに近隣の別事業者が運営する障害児通所支援事業所にて受入済

５　参考

不正請求等を理由とした指定取消しは、障害者自立支援法施行（平成 18 年）以降では６件目